

平成 22 年 7 月 30 日
株式会社 山梨中央銀行

投資信託受益権振替決済口座管理規定等への暴力団排除条項の導入について

1. 導入の背景および目的

平成 19 年 6 月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「政府指針」)においては、企業には契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入することが求められています。

当行では、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、反社会的勢力との関係遮断・排除という社会的要請にお応えするために、標記について政府指針に基づき、いわゆる「暴力団排除条項」を導入いたします。

2. 実施日

平成 22 年 8 月 1 日(日)

3. 実施内容

(1) 以下の規定を改定し、新たに「暴力団排除条項」を盛り込みます。

投資信託受益権振替決済口座管理規定

保護預り規定兼振替決済口座管理規定(公共債)

外貨普通預金規定

外貨定期預金規定

(2) お取引開始時、またはお取引開始後に、お客さまが反社会的勢力に該当することが判明した場合は、今回導入いたしました「暴力団排除条項」に基づき、お取引を停止し、もしくはお取引を解約させていただきます。

(3) 「暴力団排除条項」導入以前からお取引いただいておりますお客さまに関しても、同様の対応とさせていただきますので、ご了承ください。

4. その他

ご融資の基本契約である「銀行取引約定書」をはじめとした融資関係の契約書や、普通預金規定、貸金庫規定等には平成 22 年 2 月 1 日から順次、「暴力団排除条項」を導入しております。

以 上